

特集 1 サステナビリティへの取り組み

サステナビリティに対する課題認識

サステナビリティの潮流

サステナビリティ情報開示へのニーズの高まりを受け、信頼性のある開示情報の充実がますます期待されています。日本でも、サステナビリティ情報に関する詳細な開示を義務化する方向での議論が進行中です。サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が日本のサステナビリティ開示基準を開発しており、当該基準の適用が義務付けられる企業の範囲や適用時期、第三者による保証制度の導入についての議論が進められています。サステナビリティ情報の詳細開示が、有価証券報告書において求められようとしています。

日本における動向は、国際的な潮流の影響を受けています。EUでは2024年より、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)および欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の適用が段階的に始まっています。また米国では2024年3月、証券取引委員会(SEC)が

ステークホルダーが認識する社会課題

サステナビリティ社会の実現には、国境・世代を超え、信頼性の高いサステナビリティ開示・情報をもとに意思決定を行い、行動変容を実現・継続・定着することが必要です。意思決定の基礎となる重要な情報には、さまざまなレベルの保証が求められます。

サステナビリティという社会課題には、大きな特徴があります。

まず、全てのステークホルダーが影響を受けるサステナビリティ課題の解決には、個人・事業体単位を超えた、インベストメント/サプライチェーン全体での取り組みが不可欠です。課題の種類も、気候変動とネットゼロ・生物多様性・人的資本・サイバーセキュリ

気候関連の開示規則を採択しました(2024年10月現在、一時停止中)。そして、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるIFRSサステナビリティ開示基準が2023年に公表されており、当該基準は、同年、証券監督者国際機構(IOSCO)によってエンドース(承認)されています。

現在、いくつかの法域の規制当局が、ISSBによる基準または当該基準をベースに開発した自国基準の適用を検討しています。日本においては、SSBJが、ISSB基準に相当する基準を開発中です。

会計基準などの財務報告に係る規制の整備と比べ、サステナビリティ開示に係る規制の整備のスピードはきわめて速いといえます。そのため、サステナビリティ情報開示への対応にあたっては、規制整備のスピードに留意する必要があるでしょう。

ティなど多岐にわたり、各々にマテリアリティを設定し、課題に向き合う必要があります。

また、時間軸も長期化します。例えば環境への取り組みの成否は次世代で明らかになり、当事者は任期中に成果を実感できないかもしれません。かつ、動きの速い社会では、サステナビリティを取り巻く制度・技術・人々の考え方などの要素が変動し、目標の再設定が求められる可能性もあります。

このため、サステナビリティ社会実現には、ステークホルダー個々の挑戦に留まらず、ステークホルダー同士の相互連携と価値共創がカギを握ります。アジャイル/デジタル/グリーン/サステナビリティ

ランスフォーメーションなどの手段を組み合わせる際、課題への取り組み方次第で、当局・基準設定主体・投資家・開示作成者などステークホルダー間の連携・共創の在り方も変化します。社会全

体で信頼の空白を適時適切に識別し、その対応策を共創することで、社会全体の信頼を維持・強化することができ、私たちもその一翼を担いたいと考えています。



消費財・産業財・サービスアシュアランス部 パートナー 櫻井 良孝
テクノロジー・エンターテインメントアシュアランス部 パートナー 高島 静枝
テクノロジー・エンターテインメントアシュアランス部 パートナー 石橋 武昭
上席執行役員 監査事業本部 副本部長 遠藤 英昭

サステナビリティ情報に関する開示と保証の最前線(対談)

遠藤 サステナビリティ情報に関する開示と保証の議論が加速していますが、今回はサステナビリティ開示の保証業務(サス保証)に従事する方々から話を伺います。

高島 テクノロジー・エンターテインメント企業の会計監査を担当しています。サステナビリティでは、製造業や金融業も含め、GHG排出量その他環境指標に関する保証やガバナンス、社会指標の開示に関する業務を行っています。

櫻井 非鉄金属、化学、機械メーカーの会計監査を担当しています。サス保証は、製造業に対して主にGHG排出量に関する保証業務を提供しています。

石橋 テクノロジー・エンターテインメント企業の監査責任者を務めており、以前は自動車メーカーの監査業務にも従事しました。サス保証は、GHG排出量その他の環境指標に関する保証業務を提供しています。

遠藤 サステナビリティ情報に対する課題は何であり、監査法人としてどう対応していくことが重要でしょうか。

高島 サステナビリティ開示規制では、規制により若干の違いはありますが、企業活動の社会へのインパク

トやリスク、機会(IRO)の開示も求められます。当法人では、「サステナビリティ情報は、過去の成果を表す情報ではなく、企業の中長期的な経営意思決定を支える未来志向の情報であり、サステナビリティ情報およびその情報を用いたインパクトの可視化は、中長期的に企業価値を高める意思決定をする上で必要不可欠である」と捉えています。サステナビリティ課題への活動とその結果であるサステナビリティ情報の信頼性の確保が、監査法人が対応すべき課題です。企業から独立した立場で、専門性を持って企業の公表情報に信頼を付与できる、という点は会計監査もサス保証も同じです。歴史が長い会計監査と比してサス保証は発展途上であり、その重要度が浸透しているとは言い難いですが、情報の作成者と利用者のギャップを埋め、企業価値評価の重要指標となりうるサステナビリティ情報への信頼性を担保することで、社会全体のサステナビリティ課題への対応をより正しく、あらゆるステークホルダーが評価できるようになると考えます。

遠藤 PwCの「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」というPurposeそのものですね。私たち監査法人だからできることとして、社会課題の解決につながるよう、信頼という付加価値をサステナビリティ情報に付与していくことが重要です。

遠藤 会計監査とサス保証に類似点はあるでしょうか。

櫻井 計画、実施、意見形成に至る一連の流れは、会計監査とほぼ同じです。アプローチのみならず調書の構成も会計監査と似ており、会計監査の一連の流れを理解・経験していれば、サス保証は非常に進めやすいと感じます。

遠藤 では、相違点はのでしょうか。

高島 会計監査とサス保証では歴史の長さが異なります。会計は世界中で醸成された基準があり、監査を進める上で監査の対象や進め方がふれません。一方で

サステナビリティ情報は開示基準の制度化は進んでいますが、企業独自の規準を用いることもあります。そうした規準は、企業価値評価のために有用か、第三者として保証可能か、という点から検討が必要です。

櫻井 規準自体の合理性を検討する必要があることは相違点です。例えば、GHG排出量に関して規準はGHGプロトコルに則っているとはいえ、保証を受ける企業が定めたものです。開示や保証の範囲となるバウンダリーも適切かどうかの検討が必要であり、財務会計での複雑な論点である連結の範囲と同様の慎重な判断が求められます。

遠藤 石橋さん、高島さんは会計監査に従事する企業にサス保証も提供していますが、両者を兼務する強みは何でしょうか。

高島 保証対象企業に関する知見のある会計監査人がサス保証も行うことで、より深度ある信頼を付与できる点は強みです。これはビジネスの特性を理解しており、ステークホルダーがどこに関心を持っているか、どこに信頼を付与してほしいかをよく分かっているからこそ実現できます。サステナビリティ開示は、財務情報におけ

る複式簿記の仕組みがなく、フローを特定期間で切り取った情報となるため、会計監査とは違う独特の難しさがあります。情報の正確性、例えば取引の实在性や網羅性、期間

帰属が正しいかといった視点は会計監査でも重要なポイントですが、サス保証ではさらに重要となります。会計監査でこれらを見ていると、より効果的にサス保証を行えます。

石橋 サス保証と財務諸表監査では保証対象こそ違いますが、同じビジネスから生じる数値や情報を扱うため、共通部分は非常に多いです。サス保証の対象指標には、会計監査の対象、例えば販売データを利用して作成された指標や、関連性の高い財務数値を用いて分析すべき指標が多数あり、会計監査人だと効率的にサス保証を実施できるメリットがあります。

遠藤 石橋さんはサス保証人材の育成責任者でもあります。どのような方針で育成を行っていますか。

石橋 今夏に監査関連部門の全職員を対象とした必須の基礎研修を行いました。これを通じ、1,878名がサステナビリティのリテラシーを身に付けました。サス保証業務に従事するメンバーには、より専門的なカリキュラムを課しており、高品質のサス保証業務を提供できる体制を整えています。

遠藤 ここまで進めてきてどのように感じていますか。

石橋 会計監査とサス保証は会社のビジネスや内部統制に関する理解、実施する手続の性質やアプローチの考え方などにおいて親和性が非常に高いため、会計人材をサス保証人材として育成することは効率的であり、ハードルが低いと実感しています。しかしその中でもサス固有の知識はあり、これをいかに早く学習して高品質なサス保証人材を揃えるかが業界全体としての課題です。



サステナビリティに関連するPwCの提供業務

■ = 保証業務・保証関連業務

▲ = アドバイザリー業務

